

経営戦略

秋田県小坂町
介護保険特別会計
(介護サービス事業)

第1 経営の基本方針

小坂町は人口が約5,400人、高齢化率が約4.2%と人口減少や高齢化率が進行している。生産年齢人口の減少もあり、高齢化率は今後も上昇していくものと見込まれる。

人口規模や地域的な特性も重なり、介護保険法の施行から15年以上が経過したが新規の介護サービスの提供事業者の参入が中々見込まれず、現在展開している介護サービス事業については今後も公営企業として、地域の高齢者の安心した生活に密着したサービスを提供していく必要がある。

経営の健全化を図る取り組みの一環として、平成20年度からデイサービス事業に指定管理者制度を導入した。指定管理者においては、地域福祉の向上と利用者や家族に寄り添った視点からサービス提供を行うことができている。また、利用料金制を採用しているため、コスト意識に強い民間企業と同等の視点で事業の運営を行っている。

高齢化の進展とともに近年は要介護認定率も上昇を続けているため、今後もニーズは高まる一方である。デイサービス事業は介護報酬の影響を多大に受けるため、今後の社会情勢の変化を見つめながら、指定管理者が安定した経営を行うことができるよう、必要な助言を行っていく。

第2 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

第3 投資・財政計画（別紙）

第4 効率化・経営健全化の取り組み

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所について、担い手の確保が厳しい地域の現状にさらされているものの、介護保険法において規定されている人員

基準や資格基準を満たし、地域の高齢者福祉の向上に向けた取り組みを継続することができている。地域の高齢化が一層進む中で、人材の確保が年々困難な状況ではあるものの、地域福祉の中核を担う強い意識のもとに、年齢バランス等に配慮した人材の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

デイサービス事業について、現在の指定管理者が地域において築いてきたネットワークを活用し、安定した人材確保や給与の支払いに努めているところである。

介護報酬の改定を始めとした今後の社会情勢の変化を柔軟に捉え、引き続き安定した組織運営を図れるように支援を継続する。

毎年度末に進歩管理（モニタリング）を行い、本経営戦略の事後検証、必要に応じて隨時見直しを行う。

(2) 広域化に関する事項

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

(6) 資金管理・調達に関する事項

(7) 情報公開に関する事項

介護サービスの情報公表制度を活用し、毎年外部機関による事業所評価を実施して結果を公表しているほか、WAMNET等から事業所の情報を取得することができる。

(8) その他重点事項

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

地域包括支援センターについて、地域の高齢者の実態把握や相談業務を通じて、町の施策に反映することが図れる点や、行政によるサービスの提供により質の担保が図られ、住民に信頼される機関となっている。町の福祉政策と一体となって取り組んでいく上でも、今後も引き続き町が地域包括支援センターの運営

を担う必要がある。

一方で、居宅介護支援事業所の設置当初は町内に同様のサービスを提供できる事業所が無く、地域で介護を必要とする方に対し安定した介護サービスを提供するために設置した。

その後、町内の社会福祉法人などにおいて介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格取得に向けて精力的な取り組みが行われ、現在では町内2カ所の居宅介護支援事業所において安定した経営を図ることが可能となった。地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、地域包括支援センターが抱える業務は増え、またその重要性は以前よりかなり増してきている。今後は地域包括支援センターの業務に注力するため、居宅介護支援事業所の廃止も視野に入れながら、適切な時期に検討を行う必要がある。

デイサービス事業は、地域の介護サービス資源が十分に確保できない中において、中核的な役割を担っている。人口減少が進み、同様サービスを提供する民間のサービス提供事業者の参入が見込めないため、引き続きサービスを提供する必要性がある。

しかし、行財政改革の一環として行政のスリム化を推進する観点から、デイサービス事業の民間譲渡も視野に入れて、内部検討を開始していきたい。

（2）公営企業として実施する必要性

（1）に同じ。